

改正食品衛生法施行スケジュール

| | | 2018年 7~12月 | | 2019年 1~6月 | | 2019年 7~12月 | 2020年 1~6月 | |
|-------------------|-----------------|----------------|--|-----------------|--------------------|----------------|---------------|--|
| HACCPに沿った衛生管理の制度化 | 業界との調整 検討会開催 | 8月 自治体向け説明会 | | 11月 ブロッック説明会 | WTO通報 → パブコメ | → | 政省令公布 → | 引き続き技術検討会で手引書作成 自治体条例改正 ※2021年まで 現行基準適用 |
| 食品リコール情報の報告制度の創設 | 業界、自治体 との調整 | | | | WTO通報 → パブコメ | → | 政省令公布 → | 自治体条例改正 システム開発 ※2021年 施行 |

HACCPに沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者には、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者は、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

- HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行う事業者の要件（小規模事業者の定義等）（食品衛生法施行令）
- HACCPに沿った衛生管理の基準（食品衛生法施行規則）

食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

- リコールの届出手続及び適用除外規定（食品衛生法施行規則）